

株式交換に係る事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 6 月 30 日

フリー株式会社

Mikatus 株式会社

2022年6月30日

株式交換に係る事後開示書類
(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

東京都品川区西五反田二丁目8番1号
フリー株式会社
代表取締役 CEO 佐々木 大輔

東京都中央区日本橋馬喰町二丁目1番3号
Mikatus 株式会社
代表取締役社長 田中 啓介

フリー株式会社（以下「フリー」といいます。）及びMikatus株式会社（以下「Mikatus」といいます。）は、2022年5月17日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022年6月30日を効力発生日として、フリーを株式交換完全親会社、Mikatusを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2022年6月30日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による
手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過
Mikatusは、会社法第785条第3項の規定により、2022年6月2日に、Mikatusの株主に対し、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全親会社であるフリーの商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第785条第1項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）及び第789条（債権者異議）の規程による手続の経過
該当事項はございません。
3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過
(会社法施行規則第190条第3号)
 - (1) 会社法第796条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
フリーは、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、株主総会の決議による承認を得ることなく本株式交換を行いました。そのため、フリーの株主は会社法第796条の2に基づき本株式交換の差止請求を行うことは認められておらず、本手続について、該当事項はございません。

- (2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過
フリーは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、株主総会の決議による承認を得ることなく本株式交換を行い、同条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したフリーの株主はおりませんでした。そのため、フリーの株主は会社法第 797 条第 1 項に基づき本株式交換の差止請求を行うことは認められておらず、本手続について、該当事項はございません。
 - (3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過
フリーは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 5 月 24 日付で、フリーの債権者に対し、電子公告にて公告いたしました。本株式交換について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。
4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）
本株式交換により、フリーに移転した Mikatus の株式の数は普通株式 92,573 株です。
5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）
- (1) フリーは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したフリーの株主はおりませんでした。
 - (2) Mikatus は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2022 年 6 月 10 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
 - (3) フリーは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の Mikatus の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する Mikatus の株式 1 株に対して金 22,415 円を割当交付いたします。なお、フリーが割当交付する金銭の合計額は金 2,075,023,795 円です。
 - (4) Mikatus は、2022 年 6 月 29 日開催の取締役会決議に基づき、基準時の直前時において Mikatus が保有していた自己株式 10 株の全てを、基準時の直前時をもって消却いたしました。

以上